

第6回「情報セキュリティアドバイザーボード ITS ワーキンググループ」議事要旨(案)

1. 日 時：平成 27 年 3 月 16 日(月)15:30～17:30

2. 場 所：合同庁舎 4 号館 第 3 特別会議室

3. 出席者：

(1) 構成員

松本主査、吉田構成員(代理)、伊藤構成員、伊吹構成員、安藤構成員(代理)、古原構成員、佐藤構成員、斎藤構成員、木村構成員(代理)、瀬川構成員、高橋構成員、武村構成員、谷口構成員、中尾構成員、藤本構成員、山崎構成員(代理)、盛合構成員

(2) オブザーバ

警察庁交通局交通企画課、国土交通省道路局道路交通管理課 ITS 推進室

(3) 説明者

豊田通商株式会社

(4) 総務省

赤阪情報セキュリティ対策室長、森下新世代移動通信システム推進室長、鈴木情報セキュリティ対策室課長補佐、上野新世代移動通信システム推進室室長補佐

4. 議事要旨：

(1) 議事

① 第5回議事要旨について

本検討グループの第5回議事要旨(案)の確認が行われた。

② 情報セキュリティアドバイザーボードの体制について

総務省より資料2に基づき情報セキュリティアドバイザーボードの改組と、ITS セキュリティ検討グループから ITS ワーキングへの変更説明があった。

③ 資料説明

豊田通商から資料3-1に基づき平成 26 年度総務省事業の結果について、デンソーから資料3-2に基づき SIP 事業についてそれぞれ説明があった。

また、資料4に基づきパナソニックから実証実験で用いたセキュリティ仕様の概要説明及び総務省から資料5、5-1に基づきガイドライン案について説明がなされた。

④ 意見交換

主に以下の質疑応答が行われた。

[資料3-1]

・ 実証実験におけるエラー、不正検知、対応仕様について。

⇒現時点ではログで確認できることを条件とし、車を止める等の動作は行わない。

V2Xの通信では100ms周期で行っており、エラーは捨てるステートレスが基本の考え方であり、次の受信タイミングで受信することで許容範囲の伝達が可能と考えている。

[資料3-2]

・ どの程度の普及を見込んだ実証実験か。また、具体的なサービスを想定した実証になっているか。シャドウイングについてはうまくいったという結論か。

⇒普及率ではなく通信負荷やコストの観点から台数規模を決定している。複数のサービスなど

具体的なサービスを想定したものではなく、通信として必要だと判断し、検証を行っている。

シャドウイングについては現在のデータは致命的な問題は出ていない。

- ・ 1台の車に複数の車載機が搭載されていることもあるとのことだが位置の正当性はどのように確認しているのか。

⇒通信の実証という意味では位置がほぼ同じということは問題がないと判断している。

[資料4、5]

- ・ 車両内の重要情報の保護について。

⇒SAM チップの中に耐タンパ性を持ち、認証等をとったもので保護している。登録した方であれば購入できない規約になっている。

- ・ 本ガイドラインの位置づけ、記載内容について。

⇒ 本ガイドラインは総務省が事業者に義務づけるものではなく、本ガイドラインをもとに適切なセキュリティ仕様書が作成されることを期待するものである。ガイドラインとして必要な範囲と、攻撃者を利する情報にならないかという観点を合わせて記載ぶりや公開範囲などを検討していく必要がある。3章は今後は考慮すべき事項の例をなるべく充実させていく、また、1, 2章については記載が過剰な部分が無いか構成員に確認頂きたい。

(2) 閉会

事務局より次回は4月頃に行う旨説明があった。

以上